賃金引上げ枠【法人】(赤字)の注意事項

- 確定申告書類が要件を満たしていないケースが多く発生しています。
- 下表をご確認の上、お間違いの無いようご申請ください。
- 補助金事務局ホームページ「注意事項」の「確定申告書」をあわせてご確認ください。

法人の方

- 法人税確定申告書(別表一、別表四)
- 「確定申告書類の注意事項」に記載の書類に加えて、賃金引上げ枠(赤字)では、法人 税確定申告書の別表一、別表四の両方が必要となります。
- 別表一、別表四の「所得金額又は欠損金額」欄が0円以下でない場合は、賃金引上げ枠 (赤字)での申請はできません。

